

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係17

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日米国他紙, 佐藤総理, マイヤー大使, ロジャース米国务長官, 吉野局長., スナイダー駐日米国公使, 返還協定調印式 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43727">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43727</a>

内題表

CONFIDENTIAL

MEMORANDUM

SUBJECT: Okinawa Reversion - Major Problem Areas for Consideration during USG-GOJ Negotiations

The following major areas of problems are those which have been identified by the U.S. as requiring consideration by both the U.S. and Japan during Okinawa reversion negotiations. The areas are divided into three groups - general, military, and commercial/economic:

*negot*  
I - GENERAL

A. Development of central treaty or agreement effecting the legal reversion of Okinawa.

B. Arrangements to extend to Okinawa treaties to which Japan is a party.

C. Alteration of certain agreements and arrangements (such as import-export quotas and civil aviation schedules) to account for addition of Ryukyu Islands to Japan.

D. Establishment of U.S. Consulate General in Okinawa Prefecture.

E. Waiver by Japanese Government of post-Treaty, pre-reversion claims against U.S. for damages or causes of action arising out of U.S. administration of the Ryukyus.

F. Acknowledgment of validity of U.S. administrative acts during U.S. administration.

G. Provision for non-interruption of judicial and penal processes and respect for court judgments, decrees, and orders issued during U.S. administration.

CONFIDENTIAL

① 協定作成の準備  
② SOPA/MIL  
③ Rev Prep  
March 17, 1970  
Lual  
Tyo  
ck  
Rig

CONFIDENTIAL

H. Protection of U.S. monuments and cemeteries.

I. Meshing of HICOM ordinances with Japanese laws.

J. Arrangements for continued operation of Voice of America.

K. Confirmation of land surveys, cadastral definitions, and other land dispositions made during U.S. administration.

L. Scheduling of transfers of administrative functions.

II - MILITARY

A. Assumption by Japan of defense responsibilities for Okinawa, including force levels for initial and subsequent JSDF deployments.

B. Arrangements for facilities and activities of JSDF units in Okinawa, including communications.

C. Identification and designation of facilities and areas to be used by the U.S. in Okinawa, including air and sea maneuver areas.

D. Telecommunications/electronics arrangements, including resolution of differences between registration systems of radio frequencies between Japan and Okinawa.

E. Division of air traffic control responsibilities and provision for civil air traffic control consistent with high frequency military use of airspace.

F. Arrangements concerning future U.S. military employment practices.

G. Provision for base perimeter security.

H. Training of Ryukyans and U.S. military in Okinawa in provisions of the Status of Forces Agreement and its application.

CONFIDENTIAL

2  
negot?

Rev Prep  
negot

Rev Prep

576

Rev Prep

① negot  
② Rev Prep

① V  
② KAW  
主権?

7月準備  
negot?

negot

Rev Prep  
(GOJ)

III - COMMERCIAL/ECONOMIC

軍  
用  
機  
密  
手  
続  
に  
よ  
り  
機  
密  
手  
続  
に  
よ  
り

- A. Conversion to Japanese labor and social welfare systems.
- B. Arrangements to protect, and allow continuance of, established firms and businesses in the Ryukyus.
- C. Conversion of currency from dollars to yen.
- D. Sale or other disposition of U.S. owned assets, with prescribed methods of payment.
- E. Arrangements for orderly termination of incomplete U.S. aid projects or their acceptance and continuance by the Japanese Government.
- F. Provision for permanent resident status for non-Ryukyuan individuals presently established in the Ryukyus.
- G. Arrangements to cover repayment on GRI PL-480 agreements.

既  
定  
手  
続  
(機  
密?)

— Negot  
with  
打  
合  
せ

— Negot

— Rev Rep  
? Negot

— ???  
(手  
続  
機  
密?)  
— Rev Rep  
— Rev Rep  
? Negot

秘 記 西 記 本 芝

45. 4. 1  
#北1

Mr. Chiba's private views  
on Schmitz's Memorandum

1 } 在 亞 米 大 シミフ

2 } -----

3 } アメリカ局長 (秘 7-1)

4 } 大河原参事官 ( " 7-2)

5 } 北米米課長 ( " 7-3)

6 } 多々長 ( " 7-4)

7 } 多々長 ( " 7-5)

8 } 多々長 ( " 7-6)

9 } 多々 ( " 7-7)

10 } 多々 ( " 7-50)

CONFIDENTIAL

45. 4. 1.  
V2 27. 09 1 1/27.

CONFIDENTIAL

PRIVATE VIEWS ON  
MR. SCHMITZ'S MEMORANDUM OF MARCH 17

April 1, 1970

The following is a private and tentative attempt at possible rearrangement of the items listed in the Memorandum. The purpose is heuristic. This paper does not indicate any acceptance of the items on the part of the writer, who further is of the view that they are neither exhaustive nor exclusive.

1. NEGOTIATIONS FOR REVERSION AGREEMENT  
I-A, B, E, F, G, H, J  
Related items: I-C, III-B (only U.S. firms and businesses), D, E, G
2. REVERSION PREPARATIONS - 1 (GENERAL)  
I-I, K, L, II-F, III-A, B, C, F
3. REVERSION PREPARATIONS - 2 (SOFA)  
II-C, D, E, F, G, H
4. REVERSION PREPARATIONS - 3 (ARRANGEMENTS FOR POST-REVERSION SITUATION)  
I-C, D, II-A, B.

K. Chiba

極秘  
無期限  
10部の内  
3

昭和45.6.29  
アメリカ属北米第一課  
佐藤事務官

沖縄の施政権返還に関する対米交渉の進め方 (7~8月の準備作業)  
(草案)

本草案は、本年秋頃より本格化することと予想される沖縄の施政権返還に関する対米交渉に備えての日本側のボジションを固めるために、7~8月中に行なうことが必要と考えられる諸般の準備作業の進め方についての個人的見解をとりまとめたものである。  
本草案作成にあつては、6月17日付の「沖縄返還に関して対米交渉を要する事項」(草案)を基礎とし(整理の都合上若干の入替えは行なつた。)、それに各事項毎に、(ウ)本年7~8月にかけて(できれば7月中旬に)実施すべき事務処理の進め方、及び(ロ)上記事務処理を進める上で直接の担当者(省内タスクフォースのメンバー)を付記した。

沖縄の施政権返還に関する対米交渉の進め方 (7、8月の準備作業)

1 施政権の移転に直接関連して処理すべき事項

1. 施政権返還期日

- (イ) 日本側の国会提出時期
- (ロ) 米側の議会との関係
- (ウ) 日本側(米側が議会の承認を要する場合では日米双方)の立法府の承認をえた後、協定発効までに一定の準備期間をおくか。

北米第一課長

2 返還後の沖縄に対する日米2国間取決めの適用

(注)地位協定については下記頁参照

(注)日米間の交渉事項ではないが、わが国と第三国との間で問題となりうるものがある。

3 米国軍政府、米民政府、琉球政府の作為、不作為の効力

米国軍政府、米民政府、琉球政府または琉球政府により合法的になされた措置で施政権返還後までその効果及び効力のあるもの(ウ)例、大東島土地所有権、米在留米人著作権、屋敷等)の取扱いは

条約課長

(イ) について、準備委員会を通じて実地調査を行なう。  
(ロ) については米側より具体的要請の提示があるのを待つ。

北米第一課長

(ウ)及び(ロ)について準備委員会を通じて実地調査を行なう。  
→ Report (18.11.30など)

北米第一課長

法務省(民事局、刑事局)及び内閣法制局と協議して法律的見地からみた問題点の整理及びその対処方針につき意見統一する。

<p>4. 裁判に関する問題</p> <p>5. 米国軍、米政府及び琉球政府の公文書記録等の引継ぎ</p>	<p>(1) 沖縄の裁判所（琉球政府裁判所、米国民政府裁判所、琉球列島米国土地裁判所、米軍軍法会議等）における確定判決（民事、刑事）の取扱い</p> <p>(2) 沖縄の裁判所に係属中の事件（民事、刑事）の取扱い</p> <p>(3) 検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱い</p> <p>各省にナニナニ依頼—米に要求</p>	<p>上記3と同じ</p> <p>沖縄北方対艦庄を通じ各省庁に対し、各省庁所管事項に関して、施設権返還の際米側より引継ぐべき公文書、記録（その存在が不明な場合には、それが存在する場合には必要とされるもの）のリストの提示方を求める。 (R1) 等</p>	<p>上記と同じ</p> <p>北米第一課長 ✓</p>
<p>6. わが国の国公有財産の返還</p> <p>7. 米国資産の処理</p>	<p>(1) 管理者たる米国政府の行なつた貸貸、譲渡等の処分の効力</p> <p>(2) 管理者たる米国政府が本件財産の処分によりえた利益の取扱い</p> <p>(注) 米国政府資金によりつくられた埋立地の所有権の取扱いについても検討の要あり。</p>	<p>今後の取扱いにつき大蔵省と協議する。</p> <p>必要に応じて法務省、法制局と法律面の問題の取扱いにつき協議する。</p> <p>大蔵省との連絡を密にする。</p> <p>↑ 貸付料を入手 + 埋立地の取扱い (R1) 等 ↑ (Hano) 何か?</p>	<p>北米第一課長 ✓</p>

PR1の国際法上の性格

<p>8. 琉球政府の財産の処理</p> <p>9. 通貨の切替え</p>	<p>(1) 琉球政府資産の取扱い</p> <p>(2) 琉球政府の債務の取扱い</p> <p>(注) 琉球政府の赤字財政問題との関連あり。</p> <p>(1) 通貨切替えの時期</p> <p>(2) 交換レート</p> <p>(3) 回収ドルの取扱い</p> <p>(注) (1)復旧に非琉球人にドル所有を認めるか否かの問題、及び(2)琉球人のドル建債権債務の取扱いの問題あり。</p>	<p>契約局において国際法見地からの検討を行なつた上で法務省、法制局と協議する。</p> <p>米資産処理との関係等につき大蔵省と協議する。</p> <p>今後の取扱いにつき大蔵省と協議する。</p>	<p>契約課長</p> <p>北米第一課長 ✓</p> <p>北米第一課長 ✓</p>
<p>10. わが国及び国民の請求権の取扱い</p>	<p>(1) 米施政権下の沖縄において法律上認められている請求権の未決分の取扱い</p> <p>(2) 軍用地復元補償（海没地の問題も含む）</p> <p>(3) 人身事故補償</p> <p>(4) その他（上記2種以外にかなるものがあるかにつきさらなる調査の要あり。</p> <p>(5) 米施政権下の沖縄において法律上認められていない補償請求の取扱い</p> <p>(1) 漁業補償</p> <p>(2) 軍用地復元補償（1950年6月30日以前に形質変更され、1961年7月1日以降に解放されたもの。）</p> <p>(3) 講和前補償の請求もれ分の取扱い</p>	<p>沖縄北方対策庁（同沖縄事務局を含む）及び準備委員会を通じて考えうるすべての請求権の発掘把握を行う。</p> <p>その上で法務省及び法制局並びに大蔵省と協議し、米側に施政権返還前に支払うことを要求すべき各種補償をとりまとめる。</p>	<p>北米第一課長 ✓</p> <p>（契約課長） ✓</p>

II 施設権返還後の状態に関連する事項

A (主として日本側の事情によるもの)

1. 米軍基地の整理統合  
 (注) この項の(イ)と(ロ)は下記  
 II (地位協定適用準備)の  
 1. (施設区域の提供)の  
 前提をなすものであり、  
 早急な合意が必要であり  
 また(イ)は沖縄返還に伴う  
 国民一般の期待感に配慮  
 するための政治的妥協とし  
 て返還協定調印時まで  
 ある程度の実現が望まし  
 いと考えられる。

(イ) 米軍へ提供する基地の確定  
 自衛隊が使用する基地の確定  
 (ロ) 米軍基地の返還(民転用)

防衛庁、防衛施設庁、大蔵省及び沖縄  
 北方対策庁等と協議しつつ、米朝に対し  
 要求すべき基地の整理統合計画案を作成  
 する。  
 (基本理念明記)等と

北米第一課長 ✓

2. 米施設権下の法令の復帰  
 時における効力の取扱い

(イ) 民法法令の効力  
 (ロ) 本土法にない特別法で設置された  
 法人(例、琉球銀行)の取扱い  
 (ハ) 施設権返還時に伴い軍用地から解  
 除されたもの(特に道路)について  
 の賃借権、現状回復請求権の取扱い  
 (ニ) 刑事法令の効力  
 (イ) 復帰後地位協定に基づきわが国の裁  
 判権の対象となるべき米軍人、軍属等  
 による犯罪で、施設権返還前のもの返還  
 時までに刑罰未終了のもの返還  
 後の処罰の取扱い

法務省及び内閣法制局と協議して、法  
 律的見地からみた問題点の整理とその対  
 処方針について意見統一する。

条約課長

3. 航空関係業務の引継ぎ

(イ) 航空管制業務(注、下記IV々との関連あ  
 り)  
 (ロ) 航空通信施設(運用権)  
 (ハ) 航空関係無線局  
 (ニ) 航空保安施設  
 (ホ) 飛行検査責任  
 (ヘ) 民間空港施設

今後の取扱いにつき運輸省と協  
 議する。

北米第一課長  
 (SITDの関  
 係で安保課  
 長)

4. 航海関係業務の引継ぎ

(イ) 港湾施設  
 (ロ) 航路標識  
 (ハ) 水先制度

上記に同じ

上記に同じ

5. 気象天体観測業務の引継ぎ

(イ) 沖縄本島の高層気象観測業務  
 (ロ) 那覇空港の気象観測業務  
 (ハ) 宮古島気象台内にある米軍施設

今後の取扱いにつき気象庁と協  
 議する。

上記に同じ



B (主として米国の事情によるもの)

1. サモアス・オアフタリカの取扱		米側よりの具体的要望の提示を得ず。	北米第一課長
2. 米国防産局及び基地の取扱	(注) 現在も米施政権下の沖縄において米国防産局が存在する。	上記と同じ	上記と同じ
3. 米国防領事館の開設	(注) 現在も米施政権下の沖縄において米国防領事館が存在する。	上記と同じ	上記と同じ
4. 非琉球民間権益	在沖米国防産局等の取扱	準備委員会を通じて在沖外資系企業の実態調査を行なう。	上記と同じ
(1) 在沖外資系企業の取扱	(1) 1969年11月21日現在で正当な企業活動に従事していたもの	その取扱については運産省、農林省、大蔵省と協議する。	- 1/15 米100-10-12 有強? 有強? 有強? 有強? 有強?
	(2) 1969年11月22日以降に企業活動を開始したもの	(今後復帰までの新規外資申請の取扱については沖縄北方対策庁がとりまどわる。)	
	(注) 上記(1)(2)の問題に関連して在沖第三国系企業等の取扱の問題を米側より提起してくる可能性あり。	準備委員会を通じて実態調査を行なう。	上記と同じ
(2) 在沖非琉球人自由職業者の取扱	(上記(1)の注と同様の問題あり。	上記と同じ	上記と同じ
(3) 基地外にある米国人学校の取扱		上記と同じ	上記と同じ
(4) 米国の私設商業、宗教施設送局の取扱		上記と同じ	上記と同じ

- (5) 琉球法令により設定された米人著作権の取扱
- (6) 沖縄本土間の輸送に従事している米国籍船舶の取扱

上記 I 2(4)参照

上記と同じ  
上記と同じ  
上記と同じ

上記と同じ  
上記と同じ  
(集約済)

Ⅱ 地位協定適用準備

1. 施設区域の提供

(注) 上記 I A 7. の確定が先行する。

2. 労務関係

3. 軍電波通信関係

- (1) 電波関係
- (2) 通信関係

4. 航空管制関係

5. 第三国人特殊契約者の取扱

6. 原子力艦艇モーター

沖繩北方対横庁を通じて関係各省と  
安保課長

沖して施設撤返遷の日より、地位協定を沖繩で支障なく運用するため施設撤返遷前に行なつておくべき準備措置(日米議)をとりまとめ、その実施につき SOYA PASIYO GROUPE の勢で米側と協議する。(実施細目については準備委員会で活用する。)

(1) 施設区域の画定	(1) 施設区域の提供	(1) 施設区域の画定
(2) この点については、その前提となる施設片と地主との間の土地提供契約をいかにして結ぶかという問題がある。(上記 I 7.参照) 制限水域の取扱(漁業補償)	(注) この点については、その前提となる施設片と地主との間の土地提供契約をいかにして結ぶかという問題がある。(上記 I 7.参照) 制限水域の取扱(漁業補償)	(2) この点については、その前提となる施設片と地主との間の土地提供契約をいかにして結ぶかという問題がある。(上記 I 7.参照) 制限水域の取扱(漁業補償)
(1) 施設撤返遷の時点よりの間接雇用制の実施及びそのための準備	(1) 施設撤返遷の時点よりの間接雇用制の実施及びそのための準備	(1) 施設撤返遷の時点よりの間接雇用制の実施及びそのための準備
(2) 第三国人労務者の取扱	(2) 第三国人労務者の取扱	(2) 第三国人労務者の取扱
(1) 軍用周波数帯の提供	(1) 軍用周波数帯の提供	(1) 軍用周波数帯の提供
(2) 電波障害防止	(2) 電波障害防止	(2) 電波障害防止
(1) 軍民通信業務の分離	(1) 軍民通信業務の分離	(1) 軍民通信業務の分離
(2) 米軍に対する通信サービス体制の取扱	(2) 米軍に対する通信サービス体制の取扱	(2) 米軍に対する通信サービス体制の取扱
(1) 米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の取扱	(1) 米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の取扱	(1) 米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の取扱
(2) 米軍の有線電気通信設備の取扱	(2) 米軍の有線電気通信設備の取扱	(2) 米軍の有線電気通信設備の取扱
(3) 沖繩、台湾間の海底ケーブル	(3) 沖繩、台湾間の海底ケーブル	(3) 沖繩、台湾間の海底ケーブル
(1) 業務分担の確定	(1) 業務分担の確定	(1) 業務分担の確定
(2) 設備の引継ぎ	(2) 設備の引継ぎ	(2) 設備の引継ぎ
(1) 方法	(1) 方法	(1) 方法
(2) 設備	(2) 設備	(2) 設備

Ⅳ 復帰準備

A (米国の民政機能の処理)

1. 大統領行政命令、布告、布告等の政務

2. 米国民政府の機能の処理

- (1) 3 公社(琉球開発金融公社、琉球電力公社及び琉球水道公社)の取扱
- (注) 資産面の取扱は除く
- (2) 石油専売業務の取扱
- (3) 米琉文化会館及び英語センターの取扱
- (4) 米側予算による建設計画等の未完了分の引継ぎ
- (5) 布令税(外人所得税、外人自動車税)、油船納付金制度の廃止

3. 米軍民政機能の処理

米工兵隊の水道構築等の処理等

準備委員会で協議する。

北米第一課長

準備委員会における米側提案をみた上で、今後の取扱につき検討する。その間沖繩北方対横庁に対し、左記 2.(1)~(5)及び 3.について日本側の引継ぎ方針のとりまとめ方依頼する。

北米第一課長

B 日本側の復旧準備施策

1. 昭和46年度において  
沖縄で実施すべき事項
2. 昭和47年度において  
沖縄で計画すべき事項

沖縄北方対策庁より各省庁の計画の概要を  
聴取し(必要に応じて当該省庁と直接連絡しつ  
つ)米価の了解を求めるための対米折衝を行  
なす(その場として、準備委員会を活用する)

北米第一課長

✓

45 VII-13  
机内 X 2 25 7/23/70

極 秘  
無 期 限  
8 報 の 内  
5 号

以  
下  
の  
一  
部  
を

Confidential

OKINAWA REVERSION NEGOTIATIONS -- ITEMS TO BE CONSIDERED

July 13, 1970

The following is a list of items so far identified as requiring consideration by both the Japanese and United States sides in the course of negotiations for the return of the administrative rights over Okinawa. The items have been arranged according to the appropriate channels where initial discussions should take place. Needless to say, the list is a tentative one, it being anticipated that more items may be added to or, conversely, some may be taken out of the list in keeping with further clarification of the nature of problems involved in the negotiations.

I. Items to be taken up through diplomatic channels, i.e. between the Foreign Office and the U.S. Embassy

A

1. Treatment of Okinawa in relation to the application to Okinawa of Japan-U.S. treaties, conventions and other agreements in cases where Okinawa enjoys special status vis-à-vis the United States.
2. Treatment of acts and omissions of the U.S. or local authorities during the period of United States administration.

3.

3. Treatment of claims of the people of Okinawa against the United States and its nationals and against the local authorities of Okinawa:

- (1) Such claims as can be raised in accordance with laws applicable to Okinawa; and
- (2) Others.

4. Treatment of jurisdictional matters: Judgements in civil and criminal cases, the civil and criminal cases pending in the courts at the time of reversion, and cases pending prosecution.

5. Restoration to Japan of public (state and prefectural) properties which are under the custody of the United States.

6. Transfer of public documents (papers, archives and evidence) of the U.S. military authorities, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands and the Government of the Ryukyu Islands.

7. Disposition of U.S. assets.

8. Treatment of U.S. nationals in Okinawa:

- (1) U.S. business interests.
- (2) U.S. nationals in Okinawa engaged in the professions.

9. Currency conversion.

Others:

Others: (a) Assumption of such functions by the Japanese Government as services related to aviation (air traffic control and communications systems, navigational aid installations, etc.) navigation (port facilities, pilotages etc.) and meteorological observation. (b) U.S. monuments and cemeteries, etc.

B

1. General review and discussion on U.S. military installations and sites, including possible reduction and relocation, in connection with preparatory work in STG on facilities and areas to be provided under SOFA. (see II below)

2. Voice of America

II. Items to be taken up at the SOFA Task Group

Preparations for the application of the Status of Forces Agreement to Okinawa upon reversion.

III. Items to be taken up by the Consultative Committee and/or the Preparatory Commission

1. Rescission and amendment of existing ordinances, directives, etc. before reversion in preparation for the reversion of the administrative rights.

2.

2. Disposition of the functions of the United States Civil Administration.
3. Other local preparations for the transfer of the administrative rights.

Rev Text

控訴

1. 24/11/2 (45: 11-12)

大政, 項政, 局, 号, 号局, 米信.  
④ 2, (物, 有, 丹)  
MOF (第10), MITI (西山)  
批: KC, ②, ④, 余 x 2, 乃机

2. 現就上述通知, (局内書房用) (45: 11-21)

(局) 号, 信, 号, 大政, 次政  
④ 2, 乃机  
小抄  
批: KC, ②, ④, 乃机 (790), 余 1

3. Rev Text.

号1局, 号, 1, 保

(1) 全: 大, 次, 外, 外, 官, 号: " " 系, 政.  
[ 乃机大, ④ ] [ 乃机乃 (22) ]  
(2) 部分 } Claims MOF MOF (乃机) 乃机  
          } Act of Gov " " "  
          } Individual " " "

KC 70-110- (45 页-12)

✓ 1. 招云	✓ 3. 招云
✓ 2. 号	✓ 5. 招云
✓ 4. 号-云	✓ 7. 招云
6. 招云	大秋 次秋

(招云)

✓ 8. (2)	} 大 牛	
✓ 9. (4)		} 次
✓ 10. 号云		} 挂
(4) 号 → 米	喜	

沖縄返還交渉の問題点例示（未定稿）

四五、八、一二  
北米第一課長

一 返還協定自体の内容となりうる諸事項

注一 一応の列記のみ、順序不同

(一)

前文、協定の趣旨

(二)

米の権利利益対日放棄、地域の規定を含む

(三)

日米間の諸条約協定の適用、念のため規定

(四)

施設区域の地位協定による提供

(五)

VOA I 現状に近い形で活動を認める場合のみ

(六)

経済・財政等に関する原則的規定

通貨切換え、財政切換え、日本国有財産返還、**米国资産**（所）

秘 無期限  
10部の内  
4号

略.冊 } ○...早くある?  
△...おそく...?  
? ...おそく

謂三公社の処理を含む）処理、琉球政府財産処理、郵便金融勘定、

その他

(七)

米国及び琉球政府の公文書・記録等の引継ぎ

(八)

請求権

(九)

米国軍政府、米民政府、琉球政府の作為・不作為（各種法令を含む）の効力及び取扱い

(十)

裁判（民事、刑事）

(十一)

協定実施に関する措置等、下記二との関連

(十二)

発効規定

(十三)

末文

二 協定実施に関する日米間の諸合意の対象となりうる事項



注—下記ニ入ることとなるべき事項も一応列挙、順序不同。

- (一) 提供予定施設区域の概要—主要施設区域名その他（合同委員会による提供合意は別途作成）
- (二) VOAを認める場合の諸条件
- (三) 通貨切換え
- (四) 米国資産処理
- (五) 米側設置電話網の処理
- (六) 琉球政府赤字処理
- (七) 米国その他在沖外資企業及び自由業者等の取扱
- (八) その他米民間権益の取扱（学校、放送等）
- (九) 各種引継ぎ

MOP & 米委

米民政府機能、航空・航海・気象等業務その他

(十) 米国記念碑及び基地の取扱

(十一) 米総領事館の開設

(十二) その他—上記一、(六)、(八)、(九)等に関連する事項もあり得よう。

三 日本側単独の措置として必要となり得る事項

(一) 上記ニ各事項中むしるこの分類に入れることが適当な事項  
があり得る（例えば三、(六)など）

(二) 事項によつては外交事務レベルでの対米通報（例えば米局長宛在日大使館公使あて書簡）を適当とするものもあり得べし。

四 前記と関連するが別途交渉を必要としうべき事項

(一) 日米航空協定改訂交渉―沖縄の復帰に伴う事項も日米民間航空全般の問題の枠内で要処理。

(二) 施設・区域の整理統合に関する原則―詳細の点は次記(三)の過程で扱う。

(三) 地位協定適用準備

(11)  
12

沖繩返還協定交渉の現況について  
昭和四五、八、二二  
アメリカ局長

主たる対米交渉事項

返還協定の内容となるべき事項を中心とする主たる対米交渉事項は、後記ニ特殊事項は別とし、およそ以下のとおりである。

(イ) 請求権

左の諸項目につき交渉の上、協定上請求権放棄を謳うこととならう。

1 講和前補償洩れ

講和前補償としての既往の見舞金受領洩れとして約五十七万ドルの請求が申請されている。

極秘  
無期限  
追 5 部の内  
1 号

極秘  
無期限  
8 部の内  
2 号

Gov. ... (Handwritten notes at bottom right)

3 25 29 28

2 軍用地復原補償

過去における米側の取扱いには均角を欠くものあり。

3 未済の合法的請求権

今日まで補償額について未済となつてゐる請求権並びに返還協定発効の日までに発生すべき請求権の処置

(ロ) 裁判の効力及び係属中の事件の取扱い

主として憲法及び国内法上の問題であり、九月早々法務省及び法制局においてわが方の基本的立場を固める運びにあり、これを待つて米側と話し合う。(なお、地位協定上わが方の管轄に属すべき事案の取扱いを定める必要があるかもしれない。)

(ハ) 作為、不作為の承認

USCAR ... (Handwritten notes at bottom left)

RMH

Gov. 3/1/55

- (c) 国・公有財産の返還に伴う問題
- (d) 米国資産の承継

VentのP6

現在西財務当局間に進められている各資産の評価作業と並行し、有償無償の理論構成を固めて大蔵当局と協議の要あり。

- (e) 沖縄防衛

1 自衛隊配備

防衛庁と米軍当局間で協議進行中であるが、当面難点は地对空ミサイルの引継ぎに関しわが方の計画が著しく遅いことにあるようである。

2 動産の買取り

米側は返還施設内の動産の買取りを求めることが予想され

るが、差当りレイダーサイト、用動産について問題がある。

(f) 地位協定適用

作業部会は軌道に乗ってきているところ、主たる問題点左のとおり。

1 提供施設区域

安保条約の目的に照らし個々の施設区域のリザーブを行ない、提供すべき施設区域の画定作業を行なうこととなるが、七二年の米軍予算の基にその規模の見通しがたつまで数カ月を要することとて、整理統合される基地の具体化はしばらくさきのこととなるべく、米側は日本側が基地進出したかかっているとの印象を与えざるをより特に希望している。

日本側そのものが停戦

2 労働

米側は返還後間接雇用完全実現のため、管理費負担軽減を強く要請し、原則論が決つたところで作業部会で細目に入りたいとしている。

3 その他

電波障害除去法などが特に問題にならうと思われる。

特殊事項

当面米側が原則的解決を急いでいる問題として以下の諸項がある。

(1) 在沖繩米企業

わが方は返還後の日本法適用を前提として衡平の見地よりいかなる暫定的調整措置が妥当かを考える立場であるに対し、米

日本政府は米側は  
必ずしもこれと

側は関係方面の強い圧力もあり、返還後の継続という見地からわが方が一般方針を具体的に示すことを求めている。本件については関係企業に対する質問の回答を待つて具体的問題点を整理することとしているが、差当り関係企業の関心ある諸点について国内法上の問題点を米側に説明している。

(2) 民間航空

米側は暫定期間十年の現状維持を提案しているが、わが方は日本航空協定の問題として対案を検討中である。

(3) V O A

郵政当局幹部に内々検討を申入れているが、本件解決のためにはこれを返還協定自体、あるいは付属文書で取扱い、所要の国内措置をとる上、ほかなしと思われる。

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

一般的状況

(1) 返還に伴う国内措置

沖縄返還に関する国内措置としては、国・県政発足の準備及び経済社会施策等は別とし、対米関連事項として提供施設区域に関する土地問題という難問あるほか、上記二編の対米交渉事項各般にわたり少なからざる関連国内措置が必要である。よつて七月六日次官会議において外務次官よりあらためて関係各省の協力を求めた経緯あり、実際問題として個々の問題についてわが方の態度を固めるためにも相当の時間を要し、結果として対米交渉も軽々には進められないこととなる。

(2) 他面前記に主たる対米交渉事項については、奄美、小笠原の

先例もあり、実質的交渉は比較的順調に進みうべく、問題は前記に特殊事項及び関連国内措置にありと思われる。

(3) なお、対立決府関係については、米側は七二年早期の返還実施のためには七一年の議会に議案を提出する要あり、そのためには同年遅くも五月早々には協定を議会に付議する要ありとしていることは注目を要する。

極秘

8.21

412

大野参事官宛

小生 26日一杯 休ませと致すべく

27日午前12時 今時の通達文書の

送付に付 自由の free discussion の

機会を設けと致すを、

思いつた復以下の通り

1. 31日 米側が協定草案を提出す

ことにて 先方の「腹一杯」の全貌が

示されようかと、米側との交渉

日は必ずしも我々が予想もせずの

通達が可能と見込め、9月の

協定草案の「草案草案」に付して

足場を踏の上でやるとして、形に

なるとも、重層集は、とてはなれと思

す

○ 米側がケレト用意

GA-1

外務省

米側と米側との交渉  
開始

2. 湾岸に12.11.2 米側と神像像此

軍用地帯系神像、未清譯付極音12.21

この我方 position paper を早く出すべき

面を思いつたか、その意通

3. 米側は12.11.2の大意書との協定の

送付

4. 在米米側12.11.2 questionnaireの集

計の仕上がりは去つて米側の作業に拘束

時を要するかと、米側何れか

の送付送付するに、通達事と

11.2 協定を、米側か? — 米側 HILL 田

5. 協定は 米側が、米側が、米側が

3年 協定を、米側が、米側が、米側が

か、米側が、米側が、米側が

米側が、米側が、米側が

GA-1

外務省

米側と米側との交渉  
開始

(多岐亭)

運輸省の考案  
112がその名称  
意義あり

か。2+112の三者協定と云うのは

早川に店してはどうかと思ひますか

その見込

大河内+集+表  
郵政省+表+表  
北

6. VOAはこの家の郵政propを一歩進め

と云うことやると云う場合 協定(茶屋論文)

と云う以上 如何なる条件に於ては予て

と云うことと云うか」と云うこと

郵政省と協定を結ぶことと云うこと

と思ひますか

7. 運輸・郵政省の112の地位を

此の引継ぎの何方か、今も、運輸

と云うことと云うか、この問題

がある。→ 112の両方にある。北川氏。

○  
○  
○  
○



極秘  
無期限  
第10部の内  
2号

200-4号  
PMA局長  
多田名  
米保長 米化-長

沖縄返還交渉の現状と見通し等  
-局内号専用-

45.9.21  
米化-

(-各条均局との非公式に話し合(加、不確証を承知)

1. 返還協定内行、-----1  
2. 関連事項内行、-----4  
3. 後継準備内行、-----6

1. 返還協定内行、

(1) 項目内行、(\*44米他条有3つ)

(イ) 比較的進捗が予想される事項

(a) \*前文 也(米条約)内行検討中  
(b) \*米及利付の放棄 同上

(c) \*結果的協定の適用 - 条約局に検討中  
(d) \*米側作ぬ、不行ぬ - 条約局、法務省検討中  
(e) \*裁判関係 - 同上

(a) 右の長期主要な3事項  
(i) \*施設区域の提供 - PMA局に検討中  
土地収用に因り政府の方針を確立  
具体的提供は(1)10)15)16)17)18)19)20)21)22)23)24)25)26)27)28)29)30)31)32)33)34)35)36)37)38)39)40)41)42)43)44)45)46)47)48)49)50)51)52)53)54)55)56)57)58)59)60)61)62)63)64)65)66)67)68)69)70)71)72)73)74)75)76)77)78)79)80)81)82)83)84)85)86)87)88)89)90)91)92)93)94)95)96)97)98)99)100)101)102)103)104)105)106)107)108)109)110)111)112)113)114)115)116)117)118)119)120)121)122)123)124)125)126)127)128)129)130)131)132)133)134)135)136)137)138)139)140)141)142)143)144)145)146)147)148)149)150)151)152)153)154)155)156)157)158)159)160)161)162)163)164)165)166)167)168)169)170)171)172)173)174)175)176)177)178)179)180)181)182)183)184)185)186)187)188)189)190)191)192)193)194)195)196)197)198)199)200)201)202)203)204)205)206)207)208)209)210)211)212)213)214)215)216)217)218)219)220)221)222)223)224)225)226)227)228)229)230)231)232)233)234)235)236)237)238)239)240)241)242)243)244)245)246)247)248)249)250)251)252)253)254)255)256)257)258)259)260)261)262)263)264)265)266)267)268)269)270)271)272)273)274)275)276)277)278)279)280)281)282)283)284)285)286)287)288)289)290)291)292)293)294)295)296)297)298)299)300)301)302)303)304)305)306)307)308)309)310)311)312)313)314)315)316)317)318)319)320)321)322)323)324)325)326)327)328)329)330)331)332)333)334)335)336)337)338)339)340)341)342)343)344)345)346)347)348)349)350)351)352)353)354)355)356)357)358)359)360)361)362)363)364)365)366)367)368)369)370)371)372)373)374)375)376)377)378)379)380)381)382)383)384)385)386)387)388)389)390)391)392)393)394)395)396)397)398)399)400)401)402)403)404)405)406)407)408)409)410)411)412)413)414)415)416)417)418)419)420)421)422)423)424)425)426)427)428)429)430)431)432)433)434)435)436)437)438)439)440)441)442)443)444)445)446)447)448)449)450)451)452)453)454)455)456)457)458)459)460)461)462)463)464)465)466)467)468)469)470)471)472)473)474)475)476)477)478)479)480)481)482)483)484)485)486)487)488)489)490)491)492)493)494)495)496)497)498)499)500)501)502)503)504)505)506)507)508)509)510)511)512)513)514)515)516)517)518)519)520)521)522)523)524)525)526)527)528)529)530)531)532)533)534)535)536)537)538)539)540)541)542)543)544)545)546)547)548)549)550)551)552)553)554)555)556)557)558)559)560)561)562)563)564)565)566)567)568)569)570)571)572)573)574)575)576)577)578)579)580)581)582)583)584)585)586)587)588)589)590)591)592)593)594)595)596)597)598)599)600)601)602)603)604)605)606)607)608)609)610)611)612)613)614)615)616)617)618)619)620)621)622)623)624)625)626)627)628)629)630)631)632)633)634)635)636)637)638)639)640)641)642)643)644)645)646)647)648)649)650)651)652)653)654)655)656)657)658)659)660)661)662)663)664)665)666)667)668)669)670)671)672)673)674)675)676)677)678)679)680)681)682)683)684)685)686)687)688)689)690)691)692)693)694)695)696)697)698)699)700)701)702)703)704)705)706)707)708)709)710)711)712)713)714)715)716)717)718)719)720)721)722)723)724)725)726)727)728)729)730)731)732)733)734)735)736)737)738)739)740)741)742)743)744)745)746)747)748)749)750)751)752)753)754)755)756)757)758)759)760)761)762)763)764)765)766)767)768)769)770)771)772)773)774)775)776)777)778)779)780)781)782)783)784)785)786)787)788)789)790)791)792)793)794)795)796)797)798)799)800)801)802)803)804)805)806)807)808)809)810)811)812)813)814)815)816)817)818)819)820)821)822)823)824)825)826)827)828)829)830)831)832)833)834)835)836)837)838)839)840)841)842)843)844)845)846)847)848)849)850)851)852)853)854)855)856)857)858)859)860)861)862)863)864)865)866)867)868)869)870)871)872)873)874)875)876)877)878)879)880)881)882)883)884)885)886)887)888)889)890)891)892)893)894)895)896)897)898)899)900)901)902)903)904)905)906)907)908)909)910)911)912)913)914)915)916)917)918)919)920)921)922)923)924)925)926)927)928)929)930)931)932)933)934)935)936)937)938)939)940)941)942)943)944)945)946)947)948)949)950)951)952)953)954)955)956)957)958)959)960)961)962)963)964)965)966)967)968)969)970)971)972)973)974)975)976)977)978)979)980)981)982)983)984)985)986)987)988)989)990)991)992)993)994)995)996)997)998)999)1000)

(ii) \*VOA - 郵政省と共に検討中 也(法務局長と)  
協定の包摂、基中の定款確定中

(c) \*請求権 - 大蔵、法務、内務省と共に検討中  
(米条約108)416)417)418)419)420)421)422)423)424)425)426)427)428)429)430)431)432)433)434)435)436)437)438)439)440)441)442)443)444)445)446)447)448)449)450)451)452)453)454)455)456)457)458)459)460)461)462)463)464)465)466)467)468)469)470)471)472)473)474)475)476)477)478)479)480)481)482)483)484)485)486)487)488)489)490)491)492)493)494)495)496)497)498)499)500)501)502)503)504)505)506)507)508)509)510)511)512)513)514)515)516)517)518)519)520)521)522)523)524)525)526)527)528)529)530)531)532)533)534)535)536)537)538)539)540)541)542)543)544)545)546)547)548)549)550)551)552)553)554)555)556)557)558)559)560)561)562)563)564)565)566)567)568)569)570)571)572)573)574)575)576)577)578)579)580)581)582)583)584)585)586)587)588)589)590)591)592)593)594)595)596)597)598)599)600)601)602)603)604)605)606)607)608)609)610)611)612)613)614)615)616)617)618)619)620)621)622)623)624)625)626)627)628)629)630)631)632)633)634)635)636)637)638)639)640)641)642)643)644)645)646)647)648)649)650)651)652)653)654)655)656)657)658)659)660)661)662)663)664)665)666)667)668)669)670)671)672)673)674)675)676)677)678)679)680)681)682)683)684)685)686)687)688)689)690)691)692)693)694)695)696)697)698)699)700)701)702)703)704)705)706)707)708)709)710)711)712)713)714)715)716)717)718)719)720)721)722)723)724)725)726)727)728)729)730)731)732)733)734)735)736)737)738)739)740)741)742)743)744)745)746)747)748)749)750)751)752)753)754)755)756)757)758)759)760)761)762)763)764)765)766)767)768)769)770)771)772)773)774)775)776)777)778)779)780)781)782)783)784)785)786)787)788)789)790)791)792)793)794)795)796)797)798)799)800)801)802)803)804)805)806)807)808)809)810)811)812)813)814)815)816)817)818)819)820)821)822)823)824)825)826)827)828)829)830)831)832)833)834)835)836)837)838)839)840)841)842)843)844)845)846)847)848)849)850)851)852)853)854)855)856)857)858)859)860)861)862)863)864)865)866)867)868)869)870)871)872)873)874)875)876)877)878)879)880)881)882)883)884)885)886)887)888)889)890)891)892)893)894)895)896)897)898)899)900)901)902)903)904)905)906)907)908)909)910)911)912)913)914)915)916)917)918)919)920)921)922)923)924)925)926)927)928)929)930)931)932)933)934)935)936)937)938)939)940)941)942)943)944)945)946)947)948)949)950)951)952)953)954)955)956)957)958)959)960)961)962)963)964)965)966)967)968)969)970)971)972)973)974)975)976)977)978)979)980)981)982)983)984)985)986)987)988)989)990)991)992)993)994)995)996)997)998)999)1000)

(江) 軍用地後継補償、請和前人身補償  
等にも比較検討進捗中 右1)6万  
相違点あり、請和後、不法行為賠償  
標準補償、基地公営、軍用地後継別

増収その他 (因) 係者の本限 (1) (3) 項目  
米例に照らすと合理的な  
12月11日 米と協定を意味する  
米例がこれ等の協定を意味する  
に該当するものがある  
上の内記を合して、検討する。  
EQUITY関係の整理は必要

(1) 目下見通し不明の事項

(a) 米國資産の引継ぎ 協定本文に14条  
(米例の財産上の権利)  
要約と号之(1)が、大蔵当局の態度を  
決定せしめることか、米法 二の右の如し  
評價作業等との関係と要協定

(b) 國有財産返還 琉球の行政財産  
引継ぎ、公文書、銀行の引継ぎ等と関係  
あり、なお要検討

(c) 寄託規定 対立法有関係の引継ぎ確定  
正す方が有利、(下記(2)(4))

(2) 尚問題

(1) 引継ぎ合意の問題 \*米法24条協定を  
引継ぎ、米法24条に引継ぎ合意は行政上の整理  
(米例) 11月22日 外務省

合人2-113が、米法24条協定指差を  
2011年12月協定を文に入し、行政指差を  
その外、協定本文2-40条、明言した上、引継ぎ  
合意と見做すことと考へらる。

(4) 対立法有関係の引継ぎ 米例の引継ぎ  
行政指差 (米例の引継ぎ Joint resolution) 1: 他112  
113条にあり、最終的は不明、米例  
米例の引継ぎと米例の引継ぎに  
(米例24条にあり、引継ぎの引継ぎ)  
一、1971年協定を指差 (米例) 112条

2. 関連事項関係

(1) 在米企業、自由業者関係 中小企業に  
1: 同条にあり、米例に引継ぎを意味する  
米例の引継ぎを指差し、場合により24条協定を  
文に引継ぎを指差し、米例の引継ぎを指差し  
1971年12月、政府と米例の引継ぎ (米例) 112条  
指差しを指差すこと、大企業に24条協定  
外務省

との個別交渉による早急上の解決が最も  
重要<sup>重要</sup>と考へらる。

(2) 航空関係 — 日米航空協定改訂交渉の  
一環と見らるるものがある。基本方針は、<sup>航空協定</sup>  
の作成進捗(9月)に基いて、<sup>米側</sup>米側に  
見込。以後は、印コ<sup>インド</sup>が印コ-タ-交渉の  
筋を正す、措置に付くことと考へらる。

(3) 地位協定適用関係 — STGは進捗して  
あり、(1)施設区域関係は早急の調査  
(10月)実施予定  
を推進し、年末迄に具体的な協定交渉  
に付する。村集折衝(政治的に重要な  
施設は、24日、外交に付、然るに、その  
はSTG)適用開始、<sup>米側</sup>米側近接協定  
と見込、その旨を合意せしめ、交渉に付する  
(早急の調査)

(4) 管務関係、付米側提議の交渉  
3種、<sup>米側</sup>米側は協定に付する。其れ、現地に  
おける自治体適用、実施準備は、10月内  
に付する。米側と合意する要あり。(2)の旨を  
米側適用の旨あり。<sup>米側</sup>米側は協定に付する。  
外務省

(4) 沖縄防犯問題 — 日米防犯当局の協議は進展し  
て、米側は、米側地対を以て中心の展開に付する  
と見込。米側は、具体的な防犯協定(航空基地)  
米側は、防犯施設に付する。米側は、米側地対に付する。

(5) その他 — (1) 通関手協定の交渉に付する  
要あり。米側と考へらる。大蔵省との調整に  
付する。(米側は、通関手協定の関係、米側は、米側  
協定の関係)

(2) 米側記念碑等 — 土地所有  
関係、米側は、米側協定の旨を、現地に付する  
関係、米側協定の要あり。

(3) 琉球防犯協定関係 — 大蔵  
省、米側協定と調整の上、取決めの旨を  
の要あり。(9月、10月、米側協定の旨を)

### 3. 復讐準備関係

(1) 米側協定の旨の日程表 — 米側は、米側  
協定の旨を、復讐準備要旨の旨を、米側協定  
の旨を、米側協定の旨を、米側協定の旨を、  
米側協定の旨を、米側協定の旨を、米側協定の旨を、

(2) 復讐準備に付する日米協定の現地に付する  
措置案 — 46年度予算折衝と米側協定  
米側協定の旨を、米側協定の旨を、米側協定の旨を、

二、此の措置は、先例の原創的  
合意を待たずあり、日下外務省と  
検討中 (10月下旬) 日米協定準備  
備佐、以上採択 7/20 然る 7/21 (7/21)

(3) 現地における地位協定適用準備 — 協定  
施行期の沖繩出兵準備の決定  
省務管理準備機構を琉球政府  
に設置す (7/21) 国内調整 (注)  
日米外務了解取り決り (上掲)  
(3) (4) 号に

(注) 外務、外務省は、沖繩政府  
の地位に関する一化、施行期  
の決定準備に支障を及ぼさ

(4) 暫定措置法立案 — 10月外務省  
(2) 各省より所管事項上 7/21-7/22  
とと 7/22 113。 7/21 (注) 外務省と  
全般の交渉に 7/22 協定を予定。

秘  
無期限

別紙

擬問擬答作成項目(案)

1. 準備委関係(民政機能移行)
2. 日米協議委関係(11月19日)
3. 返還協定交渉進捗状況  
(総理訪米との関連)
4. 基地関係
  - (1) 毒ガス撤去問題
  - (2) 基地整理統合(安保研報告)
  - (3) 犯罪問題(令上之件)
  - (4) B52問題
  - (5) 原潜放射能問題
5. 軍労問題  
(間接雇用と復帰準備)
6. 尖閣諸島
7. 最近の報道関係
  - (1) フルーシール問題
  - (2) 金武湾問題
  - (3) 国県有地のまた貸し(マニングコポレーション)
  - (4) 本土米対米交渉(沖縄で評判悪い古い米を供与している。)
  - (5) 上二

極秘  
無期限  
6部の内  
3号

沖縄返還諸問題点

昭和45.11.9  
アメリカ局北米第一課

1. 当面の要検討問題

- DC(1) (1) 愛知、マイヤー会談(議題・運営)  
大行月、ス+19-命2(同上)
- " (2) (2) 協議委員会(同上)
- " (3) (3) 臨時国会対策(別紙参照)
- " (4) (4) STG本会議(議題・運営)
- " (5) (5) 屋良主席諸要請の取扱い(フリートーク等)
- A7 (6)

2. 返還協定交渉関係

(1) 各項目進捗状況

(テキスト・問題点一対内対外・タイミング・国会対策と啓発)

- 01/02(18) (1) 前文・施政権返還・日米間条約の適用
- 02 (2) (2) 施設区域提供
- 03, 9, 11, 12 (3) (3) 請求権
- 04 (4) (4) 作為、不作為
- " (5) (5) 裁判関係
- 07.10 (6) (6) 財産引継ぎ - 在沖米資産・国県有財産・その他
- " (7) (7) 経済・財政規定 - 通貨・琉政赤字等

D2(1)(7) (9) 別途合意の問題

" (11) (1) 発効規定

(2) 同上関連事項 *自由貿易・オーストラリア*

B13  DC2(4)(1) (1) 在沖米企業 - 各省検討ぶりの促進 (令用協議)

B5  " (11) (2) V O A

B8 C (11) (3) 民間航空関係 - 12月及びその後の航空交渉との関連

(3) その他要検討事項

" (1) (1) 諸時期 - 協定署名・国会提出・発効

" (1) (2) 諸啓発 - 対本土・沖縄・米

(3) 対第三国関係 - 韓・台・比等

### 3. 地位協定適用準備及び防衛関係

A8 (1) 全般 - STG 利用法

B14 (2) 施設区域 - 今後の交渉方針とタイミング

B15 A2 (3) 労務 - グリーン・復帰準備案・労組対策 *オーストラリア*

C3(1) A-5 (4) 特殊分野 - ATO・通信・電波・海底ケーブル・F  
B6(F) BIS・NAVAIDS・記念碑等

C4 (5) その他の分野 *South Islands*

B16 (6) 防衛問題 - 本交渉等との関連づけ

A1 (7) DFAA 現地出先機関

### 4. 復帰準備関係

A3 (1) 準備委員会 - 今後の運営方針  
(特に地位協定小委)

(2) 諸問題

A4 (1) 対米交渉 - 本土米供与・文化センター・国県有地  
使用・琉政赤字・未完成プロジェクト・  
日政援助

A6 (2) 対内調整 - 原潜放射能対策

(3) 今後の日政準備措置 - 11月20日閣僚協議会等

(4) 国内諸措置準備状況 - 暫定措置法・経済開発法

### 5. 尖閣諸島

極 秘  
無 期 限  
写ノ部の内  
8号

46 I-28  
2710-272

OKINAWA NEGOTIATIONS: Diplomatic issues presented by United States for which GOJ Response, or additional response, is still needed.

Agreement

Article I - Senkakus  
Article III - Facilities

SOFA Labor

Admin Fee

STG

TCN Employees

Business

Assurances in general or specific  
Professional continuation  
Civil broadcasting frequencies (FEBC)

Civil Aviation - Shipping

Preservation of traffic rights  
No-charge period length

TCNs

Residence  
Employment

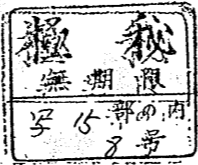
VOA

FBIS

Need response re Consulate umbrella

Land

Leases of Prefectural and State Lands



沖繩返還協定交渉の内幕

46.1.29

○印... 大原米大臣公使要通 米北 |  
帯通之号 25 9 3 4 7

1. 返還協定

(1) 前文

(2) 施政権移転

(3) 条約・協定

○ (4) 施設 ✓

(5) 請求権

○ (6) 裁判 ✓

(7) 資産引渡

(8) 協定発効

(9) その他

2. 協定関連事項

○ (1) 米系企業 (自由職業、外国人の在留資格を含む)  
CIV. Priv. l.

○ (2) VOA

(3) 財政問題

○ (4) 航空

3. 地位協定適用

(1) 施設 (FBIS 含む)

○ (2) 労務





(1) Rev 尋特別措置

- (1) 留学生制度
- (2) 保健所の移籍
- (3) 医療介助
- (4) 自衛隊中の勤務
- (5) 税(物品税, 所得税)
- (6) 米価 - 食料法
- (7) 特別税
- (8) ALH
- (9) 労務の補償 (7C, 7D)
- (10) 法曹官制
- (11) TB 指定医療機関 BCG 除外

(2) 一体化進捗状況

(2) 経過措置

- (1) 地方公営 DT 指定停止  
(県, 市群, 教育区)
- (2) 地方公営の地位  
(Kok, 知事公営, 市町村公営, 教育委員)
- (3) GRI 90 法の Eff  
(件法, 互換, 定額, 賦課)
- (4) 税法, 行財政力 (民, 財, 法)
- (5) 取戻身分の地位 (旧法, 新法)  
(税制, 税制, 給与, 昇給, 通学, 奨励)  
R/F

第110-(86, 110)

I 对岸系统

1. Rendade 决定
2. SOFA 通用化子Y子
  - (1) 拖已确定 Rnd 确定
  - (2) 向提通用
  - (3) 水元在路等
  - (4) 8R etc.
3. 布告命令等上
  - (1) 鱼珠网
  - (2) LOR
  - (3) 产能, 登记
  - (4) K2, RD
  - (5) 29地
4. Amc 的 2 地 决定
5. 12 有 VM " "
  - (1) 11 地 (D, 崇)
  - (2) 2 个 0 轴力
  - (3) 查用互控, 罪案, 罪案
  - (4) 基地与石 2 地 4 方
6. 通 查 物 本 之
7. 半 口 化 的 点, 利 益 取 括
8. II 1-2 2 基 本 方 针 决 定

II GOT PRY 决定

1. D 的 地 方 及 各 部 局 有 的 方
2. " " D 的 地 方 决 定
  - 按 案, 短 止, 产 能 决
  - D 有 11 地, 向 提, X 地,
  - 1) 地, 按 夜, 2) 决 计,
  - 决 定 (决 定), D 有 11 地 3) Y
  - 决 定, 决 定, 决 定, 决 定,
  - 决 定,
3. 制 定 不 到 化 决 定
  - (1) 决 定, 决 定
  - (2) 决 定, 决 定
  - (3) 决 定, 决 定
4. 决 定 决 定 决 定
  - (1) 决 定 决 定 决 定 决 定
  - (2) 决 定, 决 定, 决 定 决 定
  - (3) 决 定 决 定
  - (4) 决 定 决 定
  - (5) 决 定 决 定
  - (6) 决 定 决 定 决 定
  - (7) 决 定 决 定 决 定
  - (8) 决 定 决 定, 决 定 决 定
  - (9) 决 定 决 定
  - (10) 决 定 决 定 决 定
5. K2 决 定
6. 决 定, 决 定 Y, 决 定 决 定

(1) 决 定 决 定 决 定 (决 定 决 定)  
(决 定, 决 定, 决 定, 决 定, 决 定, 决 定)  
RIF

1990: 投资与法律 (KAS 5315)

I 投资环境

1. 基础设施
2. 电力供应

Kok  
 东  
 市电

3. 外汇兑换

银行  
 汇率  
 招行

4. 税收

免  
 租  
 90

5. 政府支持

6. 公用事业

水  
 电

7. 保险服务

8. 法律与法规

公司法  
 金融法  
 税法

9. 通信服务

II 投资环境

1. 劳动力成本

2. 人才素质

3. 自由贸易

4. 政府支持

5. 基础设施

6. 税收

7. 公用事业

8. 法律与法规

9. 通信服务

10. 保险服务

11. 劳动力成本

12. 人才素质

13. 自由贸易

14. 政府支持

15. 基础设施

16. 税收

17. 公用事业

18. 法律与法规

19. 通信服务

20. 保险服务

(S) 投资环境 (KAS 5315)  
 (RIF, 税收, 电力, 通信, 交通, 法律)  
 RIF

PMO 01-110 (15/12/02 10242)

半制考虑已竣

○ 大相考据の件

- GOT → GRI 提学正了取
- 布令、布令 改所
- 指外急 減 4 795

○ 住民牛本、作 取 件

- 12 取 3 加
- 消 飲 可 決
- R 4 者 取 取 以
- 犯 罪、リ、カ 取、カ、ハ、ハ、判 後

○ 半 制 考

- 公 言 防 止 管 力、協 力
- 3 級 提 補 利 益 改 善
- 軍 用 地 也 件

○ Amel 考

- 取 理 方 法 為 片
- Ky

○ 日 半 協 件

Con Com 取 合 防 止  
 Prep Com 天 30 分  
 det 20 24 2000 提 補 考

給 子

5. K2 4 分 2 分

6. 特 制、2 級 YF、一 級 化

(15) 半 制 考 据 件 已 竣 (15 取 不 可 取)

(規 則、提 補、給 子、給 給、通 可、安 治)

RIP

GA

計

後期對策用器 (2010) 9.22

準備施字

- 一体化施字
  - 制度整備 (990, 移居, 移居)
  - 公共施設 (R/D, 高K2)
- 後期対策
  - D, 地方 O<sub>2</sub>, 促進整備 (D, 公共施設)
  - 公共施設整備 (R, 指示, 整備)
  - O<sub>2</sub> 整備 (公共, O<sub>2</sub> O<sub>2</sub>, 公共)
  - 公有 V<sub>1</sub> 用地
  - OS 整備
  - 各種 指示 整備
  - 促進整備
  - 基地内 整備 (R/D, 公共, 用地)
  - 促進整備 (R/D, 公共, 用地)

高K2 振興対策

予 措 置 - S45 年度

- 後期対策 - 指示, 整備, 指示, 振興
- 体制整備 - 指示, 整備, 指示, 振興
- ① 促進整備, 外資 O<sub>2</sub>
- ② 促進整備 (R/D, 公共, 用地)

給子

5. R2 4000  
6. 指示, 整備, 指示, 振興

(15) 促進整備 (R/D, 公共, 用地)  
(R/D, 公共, 用地, 指示, 振興)  
R/D

GA

省

床次留信 (待部研考)

(PMO 流)

88, 12

1. 一体化

- 招差是正(物后)
- 高 K2
- 公共建设
- 渡航. 基地分享 → Prop Com

2. 长租K2住区

- vision
- kg 住区开发

3. 住区的开发

- 开发引导
- 法制建设 → Prop Com?
- 公共空间建设
- 公有VM/运营机制
- 产权建设 → "

行政运行体制

→ 开发运行机制 →

① 运营机制, 外部运营

② 开发机制 (Prop Com 开发/ developer 开发与运营)

房子

5. K2 开发

6. 特别, 运营, 一体化

(5) 开发机制 (开发机制)  
(现状, 招商, 运营, 运营, 运营, 运营)  
R/P

GA

省